

雇用保険法施行規則の一部を改正する 省令案要綱

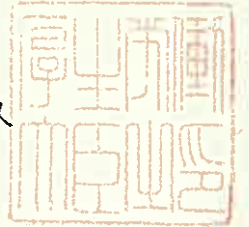
厚生労働省発職 0205 第3号

令和3年2月5日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用調整助成金制度の改正

- 一 新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に対する特例措置の対象を対象期間の初日が令和二年一月二十四日から新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言（令和三年一月七日にされたものに限る。）に係る同条第五項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされた日（以下「緊急事態解除宣言日」という。）の属する月の翌月の末日までの間に変更すること。
- 二 新型コロナウイルス感染症関係事業主に対する雇用調整助成金の支給に係る一日当たりの上限額及び助成率の引上げ等を行う期間を令和二年四月一日から緊急事態解除宣言日の属する月の翌月の末日までに変更すること。
- 三 特措法第三十二条第一項第二号に掲げる区域の属する都道府県の知事等が当該区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等

対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の短縮等の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う休業等について、助成率を五分の四（当該事業主が解雇等を行っていない場合には十分の十）とする特例措置について、緊急事態宣言解除日（当該緊急事態宣言解除日より前に当該期間が終了するときは、当該期間の末日）の属する月の翌月の末日まで行うこととする

こと。

四 令和三年一月八日から緊急事態解除宣言日の属する月の翌月の末日までの期間において、新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち、新型コロナウイルス感染症に際し特に業況が悪化しているものとして職業安定局長の定める要件に該当する中小企業事業主以外の事業主が行う休業等については助成率を五分の四とし、当該事業主が解雇等を行っていない場合には助成率を十分の十とすること。

第二 施行期日等

この省令は、公布の日から施行し、第一の三及び四については令和三年一月八日以降に開始した休業等について適用すること。